

『美軍政廳官報』

浜口裕子

1. 課題

本稿で扱うのは以下の資料の復刻版である。

Official Gazette: United States Army Military Government in Korea

Vol. No.1 Sept. 1945-Sept. 1946 Part 1 784ページ

Vol. No.2 Sept. 1945-Sept. 1946 Part 2 591ページ

Vol. No.3 Oct. 1946-Sept. 1947 621ページ

Vol. No.4 Oct. 1947-Aug. 1948 738ページ

原典は、1945年9月に南朝鮮に進駐した米軍によって46年から48年にかけて刊行されたものであるが、復刻は91年に韓国でなされた。出版社はソウルの原主文化社である。各巻それぞれ通しページが付されるがこれは復刻にあたり編集した後に付されたものと思われる。

2. 編者

第1巻の最初に韓国語の「編集者序文」が付されている。これによれば編集者は韓国精神文化研究院助教授のイ・キルサン⁽¹⁾となっている。

3. 収録資料の所在

この資料の原典に関しては、筆者が知る限り米国議会図書館 (The Library of Congress) をはじめいくつかの図書館でこれを見ることが可能である。ここで復刻されたものはイリノイ大学図書館所蔵のもので、これを編者が編集したという。しかし当時発行されたものが完全にそろっているわけではない。他の図書館所蔵のものも一部欠けているものが大部分であるようで、完全なものが必要な時には、いくつかの図書館の所蔵のものをつきあわせる必要があると思われる。

4. 編集方針

イリノイ大学図書館に所蔵されていた段階では法令、各部令、人事行政命令、指針、任命・解任などに分類されていたが、これを復刻にあたって編集した。その編集方針は次のようなものであった。

- (1) 英文、朝鮮文、日本文の3種類が出されているが、順番が統一されているわけではない。
これは英、朝、日の順に並べた。
- (2) 第2巻には人事命令（任命、解任）を収録した。

- (3) 第1巻、第3巻には当時作成されたと思われる内容目次が付されており、比較的詳細に法令の名称がリストになっている。第2巻、第4巻にはこのようなものがついていなかつた。このため、第2巻に収録されているものが人事命令でありリストを作る意味が薄いという内容に鑑み、第4巻にのみ新たな目次を作成してつけた。
- (4) 第1巻で本文にあり、目次で洩れていたものもあるが、そのままにしてある。
- (5) 内容で洩れているところをあえて補完することはしなかった。これはぬけていても英文、朝鮮文、日本文のいずれかが完全である場合が大部分なので、補完の必要はない判断した⁽²⁾。

以上の事実をふまえたうえであっても、本資料は決して使いやすいものではない。それは本資料の原典であるイリノイ大学図書館所蔵のものをそのまま利用するスタイルで編集されたためと思われる。第2巻に人事命令を集めたばかりではなく、その他の巻についても法律、法令、布告、指令、部令、規則、その他文書の順になっており、時系列に並べられていない。このため歴史資料としては大変使いにくい。いわば法令集として編集されていたものをそのまま4冊にしたものであるといえる。

5. 内 容

1945年9月に朝鮮半島に上陸した米軍により、南朝鮮では軍政が実施された。45年9月24日より不定期に発行された米軍政府の官報を集めたものが本資料である。米軍政府の公用語は英語であるため、英文で出されたものを正式のものとしてよいであろう。しかし、全体にわたって朝鮮語の訳文が付されている。さらに発刊当時は、なお多くの日本人が朝鮮半島に在留しており、総督府からの行政実務の引継ぎもなされていなかったため、英文、朝鮮文、日本文の3カ国語で出されている。日本語の官報は46年2月南朝鮮からの日本人の退去が一応終了するまで続いた。

本資料には米軍政府およびその傘下の南朝鮮過渡政府が公に出した法律、行政命令、各部令、人事行政通報、任命・解任などの人事発令事項が主として収められている。また南朝鮮過渡立法議院の立法決議案も掲載されている。当時アメリカ太平洋陸軍最高指揮官であったダグラス・マッカーサーが横浜で出した1945年9月7日の「太平洋米国陸軍総司令部布告第1号」が最初に収録される。最後は南朝鮮過渡政府の法令218号で朝鮮軍政長官W・F・ディーンの名前で1948年8月12日に出された「公立学校財政経理」である。しかし森田芳夫『朝鮮終戦の記録資料篇』に収録された「米軍政府の告示・命令・法令」の解説によれば、法令は第219号まで出されたとなっており⁽³⁾、最後の号が欠けている可能性が高い。

ところで、第1巻に付された編集者序文の中で欠落部分が挙げられている。それは以下のとおりである。

<第1巻>

英文でぬけているもの

Ordinance No.45 (46. 1.25) Section Vの (2) から終わりまで

Ordinance No.87 (46. 5.20) Section IIIの後半から終わりまで

Ordinance No.90 (46. 5.28) Section VIの後半から終わりまで

法務局指令第2号 (45.11.18) 全体

法務局指令第4号 (45.11.19) Section IV後半から終わりまで

人事行政庁 人事行政通報2の1 (46. 6) Section I からIVまで

Rules for the Administration of the Compensation Plan No.3 (46. 9.20) 中, pp.5-6 (補修表BとC)

朝鮮文でぬけているもの

Ordinance No.9 (45.10. 5) 全体

Ordinance No.66 (46. 4.10) 全体

Ordinance No.67 (46. 4.12) 全体

Ordinance No.90 (46. 5.28) 第5条後半から終わりまで

検事に対する法務局訓令第1号 (45.10.18) 全体

Rules for the Administration of the Compensation Plan No.3 (46. 9.20) pp.1-2

Custody Order No.2 (45.12.14) 全体

<第2巻>

英文でぬけているもの

任命辞令 第49号 (45.12.10) 全体

任命辞令 第63号 (45.12.31) 全体

任命辞令 第71号 (46. 2.19) 5ページから終わりまで

朝鮮文でぬけているもの

Appointment No.58 (45.12.27) 全体

Appointment No.71 (46. 2.19) 全体

Appointment No.76 (46. 3. 8) 全体

Appointment No.80 (46. 3.23) 全体

Removal No.47 (45.11.27) 全体

Removal No.67 (46. 1.16) 全体

Removal No.76 (46. 3.23) 全体

Bar Admission Order No.1 (45. 9.14) 全体

Department Appointment (Department of Justice) No.7 (46. 7.23) 全体

Department Discharge (Department of Justice) No.3 (46. 6. 8) 全体

<第3巻>

英文でぬけているもの

Ordinance No.109 (46.10.15) Section VIの中間から終わりまで

朝鮮文でぬけているもの

Ordinance No.109 (46.10.15) 第1条から 6条前半まで

Ordinance No.114 (46.10.23) 第1条から 8条中間, 14条中間から20条まで

軍政長官室 行政命令 第3号 (47. 6.30) 全体

保健厚生部令 第2号 (47. 8.25) 全体
 保健厚生部令 第3号 (47. 6.24) 全体
 人事行政通報 第3の3 (47. 7.30) 全体
 南朝鮮過渡立法議院法 全体

<第4巻>

英文でぬけているもの

南朝鮮過渡政府 法令 第216号 (48. 8.12) 全体

南朝鮮過渡政府 法令 第217号 (48. 8.12) 全体

南朝鮮過渡政府 法令 第218号 (48. 8.12) 全体

朝鮮文でぬけているもの

Ordinance No.165 (48. 1.31) 全体

Department of Communication Order No.19 (47.10. 1) 全体

以上は編集者のイ・キルサン氏が示したものであるが⁽⁴⁾、若干の誤りがあるようである。たとえば第1巻の朝鮮文でぬけているとされる「検事に対する法務局訓令第1号 (45.10.18)」は復刻されたものには入っている。また日本文の欠落に関しては言及しておらず、あらためて調査する必要がある。

6. 資料的価値

本資料は南朝鮮における米軍政の官報として米軍政期の研究には欠かすことのできない資料である。これを追うことで、終戦直後南朝鮮に進駐した米軍が朝鮮人や朝鮮半島在留の日本人に対しどのような政策をとったのか、総督府から米軍政へ行政がいかに引き継がれていったかがある程度わかる。すなわち、米軍が進駐後朝鮮人や日本人に対して出した布告、法令の原資料がこれである。

具体的には1945年の後半から46年のはじめにかけて、日本人官吏を中心としてこれまでの総督府官吏が罷免され、新たに朝鮮人が官吏として任命される動きをある程度追うことができる。さらに朝鮮にいた日本人や日本にいた朝鮮人の財産に関する基本法令、日本統治時代に出された法令の廃止や無効の公示（たとえば法令第108号で「企業法」の廃止を謳い⁽⁵⁾、法令第122号で創氏改名によって日本式の氏名に変更した戸籍簿の記載は無効にすることを宣言した⁽⁶⁾）がなされ、日本統治を清算しようとする政策が明らかである。同時に米軍政下での刑罰の布告、税率の改正、金融組合など日本統治時代からの機関の監督権の移管、朝鮮換金銀行の創立など朝鮮の新たな時代に合わせた法令や機関の設立がなされてゆく過程をたどることができる。また通説と異なる事実の確認も期待できる。たとえば米軍政期後半に法令第141号により米軍政庁の朝鮮人機関については「南朝鮮過渡政府」と称することになったが、これまでの歴史書ではそれが47年6月3日となっていた。しかし官報には5月17日付けで載っていたことがわかる。この日以降南朝鮮過渡政府としての法令等が掲載されている。たとえば、南朝鮮過渡立法議院議員選挙法⁽⁷⁾、中央警察委員会設置⁽⁸⁾、国会議員選挙法⁽⁹⁾、などが南朝鮮過渡政府の法令として出されている。

さらに分断から李承晩政権にいたる政治過程の一面をかいま見ることができる重要な資料が含まれる。たとえば南朝鮮における初めての総選挙が1948年5月10日に国連臨時朝鮮委員団の監視下で行われたが、その選挙が朝鮮人民の自主独立の即時達成に関して同委員団が協議する代表、すなわち国会を構成し政府を樹立する代表を選出することを目的としたとする「国会に関する布告」⁽¹⁰⁾が在朝鮮米国陸軍司令部より出されていることなどは、興味深い。また前述の南朝鮮過渡立法議院議員選挙法において日本統治時代中枢院副議長・顧問・参議、府・道の諮問および決議機関の議員、高等官三等級以上の地位にあった者および勲七等以上を受けた者(ただし技術官と教育者は除く)、判任官以上の警察官・憲兵などは被選挙権がないとした内容は、李承晩政権下の48年9月に出される「反民族行為処罰法」の原型といえるもので、大韓民国の政治の源流がここにおいて確定されたことを具体的に示すものといえよう。これは、大韓民国の各種法律と比較検討することで一層はっきりするものと思われる。以上のように日本統治の引継ぎと清算および米軍政政治の内容から、分断から大韓民国の独立に至る過程の具体的政策の公の布告をまとめて追うことができる貴重な資料である。

しかし、本資料はあくまで公開された公式文書であって、政策の意図や意味、実施の成果などについては他の資料を見なければならない。特に、ワシントンD.C.郊外メリーランド州にある国立公文書館(National Archives and Records Administration)の分館であるワシントン国家記録センター(Washington National Records Center)には米軍政に関する膨大な資料が保存されていた⁽¹¹⁾。米軍政期の研究にはこの資料を見る必要がある。

また、復刻版は編集されているものの、必ずしも見やすいものではない。との資料自体の印刷が不鮮明であったことや、英文の文書にあわせて右開きのスタイルになっているため、朝鮮文や日本文の文献はページの順番が逆になっている。さらに、森田芳夫氏も指摘するように、法令の訳文に関しては「生硬稚拙にして不統一、加えて誤植も多く、意味不明の個所もある」⁽¹²⁾うえに、誤訳も見られる。たとえば先に掲げた1948年5月10日の国連臨時朝鮮委員団の監視下で行われた初の総選挙に関する「在朝鮮米国陸軍司令部 国会に関する布告」の朝鮮文においては、それが「連合国臨時朝鮮委員団」の監視下とされている。こうした点は注意して利用する必要がある。

解放直後の南朝鮮に関しては近年多大な研究成果が出されているにもかかわらず、編集者のイ氏が指摘するように、本資料を十分に使った本格的研究はまだなされているとはいがたい。だが、いうまでもなく本資料は解放直後の南朝鮮に関する最も基本的な資料であり、このような基本的な資料を駆使した研究が待ち望まれている。

[注]

- (1) 「編集者序文」(ハングル)(『美軍政廳官報 Official Gazette: United States Army Military Government in Korea. Vol. No.1 Sept. 1945-Sept. 1946 Part 1』<復刻版>ソウル, 原主文化社, 1991年) 5ページ。
- (2) 同上文, 2~3ページ。
- (3) 森田芳夫・長田かな子編『朝鮮終戦の記録 資料篇』第1巻, 巖南堂書店, 1979年, 250ページ。
- (4) 「編集者序文」3~5ページ。

- (5) Ordinance No.108, 14 September 1946, Repeal of Enterprise Law, 在朝鮮美國陸軍司令部軍政
庁 法令108号, 企業法廃止令 (『美軍政廳官報』Vol. No.1) 407~408ページ。
- (6) Ordinance No.122, 23 October 1946, 在朝鮮美國陸軍司令部軍政庁 法令122号, 朝鮮姓名復旧
令 (『美軍政廳官報』Vol. No.3) 151~153ページ。
- (7) Public Act No.5, 3 September 1946, Law for the Election of Members of the Korean Interim
Legislative Assembly, 南朝鮮過渡政府 法律第5号 立法議院議員選挙法 (『美軍政廳官報』Vol.
No.3) 50~69ページ。
- (8) Ordinance No.157, 25 November 1947, Establishment of the National Police Board, 南朝鮮
過渡政府 法令第157号 中央警察委員会の設置 (『美軍政廳官報』Vol. No.4) 96~98ページ。
- (9) Ordinance No.175, 17 March 1948, Law for the Election of Representatives of the Korean
People, 南朝鮮過渡政府 法令第175号 国會議員選挙法 (『美軍政廳官報』Vol. No.4) 190~214
ページ。
- (10) Proclamation, 25 May 1948, 在朝鮮美國陸軍司令部 国会に関する布告 (『美軍政廳官報』Vol.
No.4) 43~44ページ。
- (11) Washington National Records Centerの米軍政期の資料に関しては, 方善柱「美國 第24軍 G
-2 軍史室 資料 解題」(ハングル) (『アジア文化』[翰林大學アジア文化研究所] 第3号, 1987
年)が, その一部について詳細に解題している。また日本語の紹介および関連文献に関しては, 本
書収録の並木真人「『北韓經濟統計資料集』解説」の注(1)を参照のこと。なお米軍政関係資料は現
在ではメリーランド州カレッジパークのNational Archives IIに移されている。
- (12) 森田・長田編『朝鮮終戦の記録 資料篇』第1巻, 250ページ。